

告 示 (選)

27選選第130号

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十七年四月二十六日執行の豊島区議会議員選挙及び豊島区長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

平成二十七年八月三日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

東京都豊島区南池袋一丁目5番2号
審査申立人 吳 明昌

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年6月16日に提起された、平成27年4月26日執行の豊島区議会議員選挙及び同区長選挙（以下「本件各選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てをいずれも棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件各選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、平成27年5月11日に豊島区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、区委員会は、同月25日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件各選挙を無効とする裁決を求めらるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件各選挙は、いずれも投票率が過半を下回っており、区民の民意を反映していないから、本来ならば選挙として成立せず、無効である。また、投票率が高かったならば選挙の結果に異動のおそれがあるから、本件各選挙を無効としなかった原決定は不合法である。

(2) 公職選挙法第92条及び第93条の規定する制度は、金を用意しない者から議員及び長になる資格を剥奪し、議員及び長にふさわしい人物を区民が自由に選ぶことを妨げている。これは財産による差別であるとともに、地方自治の本旨に反するから、憲法第14条及び第92条に違反し、同制度及びその下で執行された本件各選挙は、憲法第98条第1項により無効である。また、これらの事由があるにも関わらず本件各選挙を無効としなかった原決定は不合法である。

(3) 本件各選挙にはそれぞれ3票の不足票があった。これは投票票が正確に行われていない証拠であり、正確に票が数えられたならば選挙の結果に異動のおそれがあるから、本件各選挙は無効である。また、この点について投票票の検証をせずに下された原決定は不合法であり、東京都選挙管理委員会による投票票の検証を求める。

(4) 公職選挙法第205条第1項の規定について、最高裁判所は、「ここでいう選挙の規定に違反するとは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、または直接そのような明文の規定はないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合を指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決）とし、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合とは、その規定違反がなかったならば、選挙の結果につき、あるいは異なる結果を生じたかもしれないと客観的に認められる場合をいう」（最高裁判所昭和23年6月26日判決）としているが、これらのうち条文の文言にない部分は裁判所による身勝手な解釈であり、正しくないから、これらの判例を根拠とする原決定は不合法である。

(5) その他にも、原決定には、「（区委員会）法が日本国憲法に反するか否かを判断する立場になく、その権限を有していない」としながらも申立人の主張について勝手に不採用と判断するなど、首尾一貫しない部分があ

り、不当、不正である。また、原決定中の「本件選挙」という語は具体的な選挙を特定しておらず、「本件選挙を無効とする理由および投票票の検証を行う理由がない」という決定理由は正しくないから、原決定は不適切、不合法であり、無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書及び関係資料の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(以下「法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なる結果を生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否かを順次検討する。

(1) 申立て理由(1)について

申立人は、本件各選挙の投票率は過半を下回っているから民意を反映

しておらず、無効である旨を主張する。

法第95条第1項第3号は、地方公共団体の議会の議員の選挙においては、当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上を得票した者について、得票数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人とする旨を規定し、同項第4号は、地方公共団体の長の選挙においては、有効投票の総数の4分の1以上の得票で最多数を得た者をもって当選人とする規定している。

また、憲法第15条第1項は、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であるとしている。

そして、本件各選挙はこれらの規定に従い適正に行われた結果、当選人が決定されたことが明らかであり、何ら選挙の規定に違反していない。したがって、この点について申立人の主張は理由がない。

(2) 申立て理由(2)について

申立人は、法第92条及び第93条の規定する供託制度は憲法第14条及び第92条に違反し、同制度及びその下で執行された本件各選挙は憲法第98条第1項に違反し無効である旨を主張する。

しかし、区委員会は、法に基づき選挙を管理執行する義務を負うのであり、法第92条の規定により立候補の届出をしようとする者に供託金を納めさせることや、法第93条の規定により一定の得票数に達しなかった候補者が納めた供託金を没収することは、法の定められた手続であって、この点に関する申立人の主張は、申立人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

(3) 申立て理由(3)について

申立人は、本件各選挙にそれぞれ3票の不足票があることを理由に、本件各選挙の投票票は不正確であり、選挙の結果に異動のおそれがあるから、本件各選挙は無効であると主張する。

しかし、この不足票の存在のみをもって選挙の規定に違反する事実があるとは認められず、それ以外に申立人の主張を裏付ける客観的かつ具体的証拠が何ら示されていないから、この点について申立人の主張は採用できない。

(4) 申立て理由(4)について

申立人は、法第205条第1項に関する最高裁判例は正しくなく、

それに基づく原決定は不適法であると主張するが、その内容は申立人独自の見解にとどまるものであり、採用できない。

(5) 申立て理由(5)について

その他、申立人は、原決定の論理的矛盾の可能性や用語の略称の誤り等を種々主張するが、いずれも本件各選挙の管理執行には関係がないから、これらの点について申立人の主張は理由がない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件各選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件各選挙が無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成27年7月22日

東京都選挙管理委員会
委員長 尾崎正一

公職選挙法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年八月三日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

西新井ハートセンター病 足立区西新井本町一丁目十二番八号

ハピネス昭和の森 昭島市拝島町四千三十六番地十

四

ウエルケアガーデン馬事 世田谷区上用賀二丁目二番十五

号

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

平成二十七年八月三日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

(漁業権の行使の制限)

- 一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。(指示の有効期間)
- 二 この指示の有効期間は、平成二十七年九月一日から平成二十八年八月三十一日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花
- 三 代表者の氏名 小野 正江
- 四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区幸町二十一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者やその他支援を必要とする人々に対して、まごころのこもった助け合い及び各種の保健・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業、訪問看護事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人センス オブ アース・市民による自然共生パンゲア

三 代表者の氏名

寺田 茂

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区前野町四丁目八番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、悪化の一途をたどる地球環境を破壊から守り、未来社会まで、自然と人間がバランスよく共存共生し、持続可能な地球と社会に改善していくために活動する。そのために、都会・海辺・農村・山村の地域社会において、相互交流により生まれる豊かな活力を生かし、自然再生・ピオトープ作り等、環境保全、環境観察、小中高大学及び地域の人々への環境教育、エコエリア保全による地域起こし、伝統文化・芸術振興、高齢者の環境事業参加による活性化や生き甲斐増進、市民のストレスをリフレッシュする活動、持続可能な地域経済活動の活

性化などを、地域住民や思いを同じくする人々、行政、専門家、教師、学生、ボランティア等と共に行い、日常生活と自然体験の中で、地球・環境と人間とをよみがえらせることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際理解教育センター

三 代表者の氏名

角田 尚子

四 主たる事務所の所在地

東京都北区滝野川一丁目九十三番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、国際理解教育を推進するための情報および、サービスの提供に関する事業を行い、国際社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民後見センターいちよう

三 代表者の氏名

山岸 聡雄

四 主たる事務所の所在地

東京都東村山市秋津町一丁目十二番地十六

五 定款に記載された目的

この法人は、認知症、知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは、高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現況を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、安定力のある地域づくりを目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本

三 代表者の氏名

和田 寿昭

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士など消費者問題専門家、ならびに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の実態調査・研究・拡大防止・被害者支援、消費者への情報提供・啓発、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策に関する研究・提言、ならびに消費者団体訴訟制度の活用などをを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年八月三日

東京都知事 外 添 要 一

平成27年6月分

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	清水陸央	ウエストランド コンポストイング	1.3	0.7	2.5	21	41	1.0	29	67.5	
堆肥	和田栄作	乾燥牛ふん	1.9	1.7	4.1	23	177	1.8	19	51.3	
堆肥	中村陽一	牛糞たい肥	1.6	0.8	1.5	31	213	1.1	26	70.2	
堆肥	竹内孝司	牛糞堆肥	1.5	2.7	2.3	12	59	0.7	27	56.8	
堆肥	田中宏和	牛ふんたい肥	1.8	2.0	3.3	26	108	3.7	21	81.9	
堆肥	由木勉	発酵鶏糞	2.4	7.6	3.7	28	30	9.6	11	19.2	
堆肥	大塚利一	牛ふんたい肥	2.2	3.8	6.0	77	136	3.4	11	58.2	
堆肥	萩生田稔	牛糞発酵堆肥	1.9	2.3	2.3	18	130	1.5	18	66.2	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

